

吉田雄人市長の割引券つき名刺配布に関する問責決議

今回、新聞、テレビ等の報道により、吉田市長が、みずからの名刺に市内の観光案内を載せると同時に、その名刺を見せた際に乗船料の割引がされる旨の印刷をし、それを配布していたことが明らかになった。

しかも、その名刺を配布するに際し、みずから選挙管理委員会に問い合わせ、同委員会からは、「公職選挙法に抵触する疑いがあり、控えるように」との指摘がされている。

それにもかかわらず、市長という、市を代表する公職にあり、率先して法を遵守すべき立場にありながら、その名刺を7年間も配布し続けたことは、決して許されるものではなく、その道義的責任は極めて重い。

そして、みずからの記憶の欠如を過ちの理由としているが、それを言葉どおり受けとめることは到底できず、この確信犯的行為は市民を欺く背信行為と断じざるを得ない。本来は市のイメージアップを図る目的が、市域のみならず、全国的に報道されたことによって、かえって、本市の著しいイメージダウンを招いている。

市長に就任して以来の8年間、パフォーマンスに過ぎる姿勢、市長自身のコンプライアンス意識の欠如は目に余る。そのような市長の行動が幾度も問題視され、その都度、市長は問責決議や議会からの指摘を受け、謝罪を重ねてきた。昨年も100条委員会で市長としてのあるまじき行為を指摘されている。

本来、市長という職は、大変重い職責があり、市の代表として公平・誠実に職務を全うしなければならない。しかし、吉田市長は、自己中心的な考え方に終始し、発覚しなければ問題ないと判断し、行動してきたように見受けられる。

よって、今回の割引券つき名刺の配布に対して、強く抗議し、その政治姿勢を厳しく糾弾し、その責任を問うものである。

以上、決議する。

(提出年月日) 平成 29 年 3 月 24 日

(議決年月日) 平成 29 年 3 月 24 日

(議決結果) 可決 (賛成多数)